省令

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省令第六十四号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項及び第四十一条第一項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月六日

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界				停泊すべき船舶
（略）	（略）	（略）				（略）
姫路	（略）	（略）				（略）
	網干区	第一区				興浜南東端（北緯三十四度四十五分四十三秒東経百三十四度三十五分十一秒）（以下C地点という。）からB地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに汐入川水門、西汐入川水門、大津茂川大吉橋、網干川東雲橋及び揖保川本町橋各下流の河川水面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		第二区				C地点から百八十度に港界線まで引いた線、港界線、広畑区第二区境界線及び網干区第一区境界線により囲まれた海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
（略）	（略）	（略）				（略）	（略）
（略）	（略）	（略）				（略）	（略）

別表第五（第二十条の三関係）

港の名称	航路	特定港内の区域
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
京浜	（略）	（略）
	川崎航路、鶴見航路及び横浜航路	第一号から第六十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第六十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面のうち第六十五号に掲げる地点から第八十二号まで

改正前

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界				停泊すべき船舶
（略）	（略）	（略）				（略）
姫路	（略）	（略）				（略）
	網干区	第一区				網干西灯台（北緯三十四度四十五分四十三秒東経百三十四度三十五分十三秒）から二百五十度に引いた線、同灯台からB地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに汐入川水門、西汐入川水門、大津茂川大吉橋、網干川東雲橋及び揖保川本町橋各下流の河川水面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		第二区				網干西灯台から百八十度に港界線まで引いた線、港界線、広畑区第二区境界線及び網干区第一区境界線により囲まれた海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
（略）	（略）	（略）				（略）	（略）
（略）	（略）	（略）				（略）	（略）

別表第五（第二十条の三関係）

港の名称	航路	特定港内の区域
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
京浜	（略）	（略）
	川崎航路、鶴見航路及び横浜航路	第一号から第六十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第六十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面のうち第六十五号に掲げる地点から第八十五号まで